

令和2年（ネ）第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件

控訴人 高橋靖昌 ほか

被控訴人 東京都

求釈明申立書

令和2年12月●日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人ら代理人弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 海 渡 双 葉

第1 求釈明事項

1 都市計画決定を経していないことについて

(1) 控訴人らは、本件調節池は、都市計画法上の「都市施設」とであると理解しているが、被控訴人もそのように理解しているということで正しいか。

(2) 上記(1)が正しいとすると、なぜ本件工事に関して、東京都及び町田市において都市計画決定を経していないのか。その理由を、法的根拠を示して、説明されたい。

2 本件工事の開始後における、被控訴人が実施した地下水調査と水質調査の内容及び結果について、証拠提出されたい。

第2 求釈明の理由

1 求釈明事項1について

都市計画法 11 条 1 項は「都市施設」について定めており、同項 4 号には「河川、運河その他の水路」が挙げられ、同項 14 号の政令で定める施設の中には「防水の施設」が挙げられている。本件調節池は「防水の施設」として、「都市施設」に当たる。まず、この前提を被控訴人も共有しているか否かを確認するのが、求釈明事項 1 (1) である。

その上で、なぜ本件工事について都市計画決定を経ていないのか、その理由について、被控訴人からの明確な説明が欠けているため、法的根拠を明らかにする必要がある。その説明を求めるのが、求釈明事項 1 (2) である。

2 求釈明事項 2 について

被控訴人は、第一審の際の被告準備書面 (1) 23 頁において、「今後も、工事完了後まで地下水調査を継続するとともに、工事前と工事後及び必要に工事中にも水質調査を実施する。」と主張していた。

本件工事の開始後、地下水や水質にどのような影響が出ているか、確認する必要がある。そして、上記の通り被控訴人は調査を実施すると述べていたのだから、当然に、調査結果の資料を保有しているはずである。

当該資料は、本件事業の環境上の影響について記載されているものであり、本件の争点と密接に関連する資料である。本来であれば文書提出命令の対象となる資料であると考えられるところ、任意提出されたい。

以 上